安政三年（一八五六）

金子借用証文

※当館所蔵　大曽根村文書一一五　「借用申金子之事」

【翻刻】

借用申金子之事

一、金五両也

右之金子我等此度要用ニ付、　※「等」は異体字（ホ）。

借用申処実正也、返済之

儀は来ル九月晦日限り　※「は」は変体仮名（者）。

元利共無相違返済可

申候、為後日入置申金子

一札仍如件

安政三辰年

三月

深川常盤町

常次郎店

平吉㊞

佐五右衛門様

【読み下し文】

借用申す金子の事

一、金五両なり。

右の金子我等此度要用に付、借用申す処実正なり。返済の儀は来る九月晦日限り元利共

相違無く返済申すべく候。後日の為入れ置き申す金子一札よつて件のごとし。

安政三辰年

三月

深川常盤町

常次郎店

平吉㊞

佐五右衛門様